

# 大崎町 税務課からのお知らせ

## 家屋（建物）を所有されている皆様へ 家屋全棟調査へのご協力のお願い

大崎町では、町内の全ての家屋（建物）を対象に、家屋の全棟調査を実施しております。

この調査は、本町固定資産税の家屋課税台帳に登録されている事項等（所在地番、用途、種類、構造、床面積等）と、家屋の現況とを、現地において比較・照合することにより、既に取り壊しとなっている家屋や、増築・未調査等によって課税漏れとなっている家屋を調査・確認することで、これまで課税されている家屋との公平を期し、公正で適正な固定資産税の課税を行う目的にて実施するものです。

みなさまのご理解とご協力を願っています。



### 1) 調査の時期

調査の時期は、次表のとおり予定しています。

調査地区	調査時期（予定）
野方・持留地区 全域	令和4年 6月～令和5年 1月
永吉・岡別府地区 全域	令和4年12月～令和5年 8月
横瀬・仮宿地区 全域	令和5年 7月～令和6年 2月
神領・益丸・井俣地区 全域	令和6年 1月～令和6年 8月
菱田・その他地区 全域	令和6年 7月～令和7年 2月

※調査時期は、調査の進捗状況により若干前後します

#### 問い合わせ

大崎町役場 税務課 固定資産税係

電話 099-476-1111

## 2) 調査の対象

**町内に現存するすべての家屋が調査対象となります。**

**固定資産税の家屋の課税対象となるものは、下記の条件を全て満たす建物となります。**

- ①土地に定着して建造されているもの。(基礎があるもの)
- ②屋根及び周壁あるいはこれに類するものに3方向以上を囲まれているもの。
- ③居住、作業、貯蔵等のために使用できる状態にあるもの。

※車庫や小屋なども、上記に該当すれば固定資産税の課税対象となります。

※屋根だけの建物など、家屋としての要件を備えていないものは調査対象外です。

## 3) 調査の方法

### <1次調査>

- ①町が委託した調査員(調査委託事業者)が、2人一組で巡回しながら調査します。
- ②調査は平日の8時30分から18時を基本に行いますが、天候等により変更になる場合もあります。
- ③調査は、家屋課税台帳と実際の建物とを、図面等の資料をもとに外観から照合し、確認します。
- ④照合・確認にあたっては、原則、敷地内に立ち入らせていただき、必要に応じて家屋外周の計測等を行う場合があります。  
また、家屋建築年や所有者などについてもお尋ねすることがあります。
- ⑤お留守(ご不在)の場合でも、外観からの照合・確認をさせていただきます。
- ⑥原則、家屋(建物)の中に立ち入ることはできません。
- ⑦並行して、空家となっている家屋の実態調査を行います。

### <2次調査>

1次調査の結果、評価調査が必要な家屋は、評価調書及び家屋見取図を作成するための実地調査を行います。その際、家屋内部の調査が必要な場合は、調査員が事前にご都合をお尋ねし、日程調整を行ってから調査を行いますのでご協力をお願いします。

## 4) 調査の結果

今回の調査により、課税されていない家屋（増築を含む）が確認されると、新たに家屋課税台帳を作成します。その結果、固定資産税額が変わる場合は、町全域の調査終了後、令和9年度の課税分から反映されます。



### 調査員のなりすましにご注意ください！

今回の調査で、調査費用等を徴収することはありません。また、調査の結果、課税対象であることが判明した場合でも、その場で税金の徴収を行うことはありません。

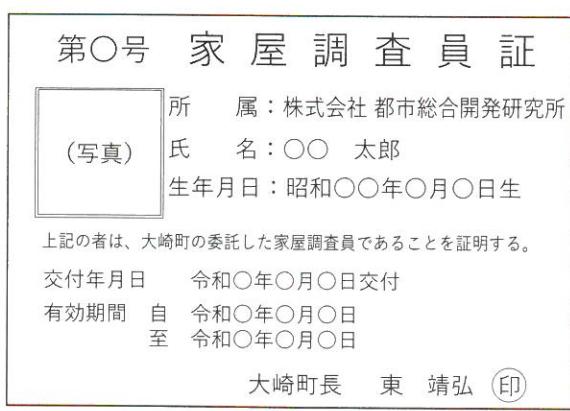
また、家屋の耐震診断やリフォーム、火災報知器、消火器等を勧めるなど、調査の目的以外のお願いをすることは決してありません。

## 5) 調査員について

調査員（調査委託事業者）は、調査員であることがすぐわかるように、『家屋調査員』と表記した黄色の腕章と写真入りの『家屋調査員証』（名札）を着用しています。ご不明な点等ありましたら、調査員にお気軽にお声かけください。

【調査員身分証明書】

※イメージ



【調査員腕章】



### 日程のお問合せ先

調査委託事業者

(株)都市総合開発研究所

フリーダイヤル

0120-25-6603

問合せ時間 9:00 から 18:00 (平日のみ)

## 6) 簡易な建物の認定

### ○簡易な建物でも課税対象となる家屋の例

		
基礎工事が施されていることから定着性があると認められる物置	基礎工事が施されているガラス張りの温室	壁（三方向）を有したブロック基礎の車庫
		
既存家屋の外壁を利用して増築したブロック基礎の物置	居宅と構造を別にする地下車庫（カルバート車庫）	基礎工事が施され、屋根・壁がガラス張りのサンルーム

### ✖課税対象とならない簡易な構造物の例

(ただし事業用の場合は償却資産として課税される場合があります。)

		
壁がなく、外気分断性を欠く建物	カーポート（柱のみで無壁のもの）	壁(三方向)を有しているが、簡易なもので基礎も施されていない物置
		
ブロックの上に設置されただけで容易に移動することのできる簡易な物置	ビニールハウス	